

## ○小山市国際交流協会の後援等に関する事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、栃木県内で活動する団体等（以下「主催者」という。）の実施する事業に対する小山市国際交流協会（以下「協会」という。）の後援及び協賛（以下「後援等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (後援等の基準)

第2条 後援等をすることができるものは、申請に係る事業が次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている場合とする。

- (1) 目的、規模、対象者等を総合的に判断して小山市における国際交流や多文化共生の推進に寄与すると認められるものであること。
- (2) 宗教的又は政治的色彩を有しないものであること。
- (3) 私的な利益を目的とするものでないこと。
- (4) 公序良俗に反しないものその他社会的非難、誤解等を招くおそれのないものであること。
- (5) 主催者の存在が明確であり事業遂行能力が十分にあると判断できるものであること。
- (6) 開催の場所が公衆衛生、災害防止等について十分な措置が講じられているものであること。

### (申請手続)

第3条 後援等の申請は、小山市国際交流協会後援等申請書（様式第1号）によるものとする。

### (審査)

第4条 協会は、前条に規定する申請を受理したときは、これを審査し、後援等の可否を決定し、小山市国際交流協会後援等承認通知書（様式第2号）又は小山市国際交流協会後援等不承認通知書（様式第3号）により遅滞なく申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により後援等を承認するときは、次の条件を付すものとする。

- (1) 「小山市国際交流協会後援(協賛)」等の名義の使用期間は、第1項の通知の日から当該事業等の終了の日までとすること。
- (2) 事業計画に変更があった場合、主催者は直ちに事業計画変更届（任意様式）を提出すること。
- (3) 主催者は事業完了後速やかに事業実績報告書（任意様式）を提出すること。
- (4) 第5条の規定により後援等が取消しになった場合は、第1号の名義が表示されているポスター、刊行物等を直ちに撤去又は削除すること。この場合において、当該撤去又は削除に要する費用は、主催者の負担において行われるものであること。
- (5) その他必要と認める事項。

（後援等の取消）

第5条 協会は、後援等の承認後において第2条に規定する要件に違反する事実が判明した場合又は第4条第2項の規定により付した条件に違反する事実が判明した場合は、当該後援等を取り消すことができる。

（補則）

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和6年4月24日から施行する。

小山市国際交流協会後援等申請書

令和 年 月 日

小山市国際交流協会長 様

申 請 者

住 所

団 体 名

代 表 者 名

下記の事業の後援を承認されるよう申請します。

記

1 事 業 名 \_\_\_\_\_

2 主催者・後援者 \_\_\_\_\_

3 事 業 の 趣 旨 \_\_\_\_\_

4 実 施 時 期 \_\_\_\_\_

5 実 施 場 所 \_\_\_\_\_

6 参 加 予 定 者 \_\_\_\_\_

7 ポスター、広告等 \_\_\_\_\_

8 事 業 予 算 \_\_\_\_\_

9 希 望 の 名 義 後援・協賛

(希望の名義を○で囲んでください。)

10 会報誌掲載可否 可・不可

(小山市国際交流協会会報誌への掲載可否を○で囲  
んでください。)

11 その他の参考事項(資料添付)  
\_\_\_\_\_

小山市国際交流協会後援承認通知書

小国協第 号  
令和 年 月 日

様

小山市国際交流協会  
会長

令和 年 月 日付申請のありました後援の承認について、下記のとおり承認します。

記

1 事業名 \_\_\_\_\_

2 承認期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日まで

3 承認の条件等

- (1) 事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- (2) 事業終了後、事業実績報告書（任意様式）を提出すること。
- (3) 承認後において、小山市国際交流協会が後援等をするにふさわしくない行為等があった時は、承認を取り消すことができる。この場合、主催者の責任において、小山市国際交流協会後援等の名義が表示されているポスター、刊行物等を直ちに撤去又は削除すること。
- (4) 小山市国際交流協会後援等を表示した印刷物等を作成する場合は、事前にその原稿を届け出ること。

小山市国際交流協会後援等不承認通知書

小国協第 号  
令和 年 月 日

様

小山市国際交流協会  
会長

令和 年 月 日付申請のありました後援の承認について、下記の理由により不承認とします。

記

不承認の理由

- 目的、規模、対象者等を総合的に判断して小山市における国際交流や多文化共生の推進に寄与することが確認できないため。
- 宗教的又は政治的色彩を有するものであると認められるため。
- 私的な利益を目的とするものであると認められるため。
- 公序良俗に反するものその他社会的非難、誤解等を招くおそれがあるものであると認められるため。
- 主催者の存在が明確であり、事業遂行能力が十分にあると判断できないため。
- 開催の場所が公衆衛生、災害防止等について十分な措置が講じられているものと認められないため。